

案件名 大阪市立総合医療センター都市ガス供給（概算契約）に関する質問一覧

番号	資料名称	該当項目	質問事項（質問者原文）	回答
1	入札公告 入札説明書 仕様書 契約書	2入札に付する事項(3)履行期間 1.入札に付する事項(4)履行期間 4供給期間 冒頭部分 納入期間	履行期間に関しまして、「令和8年9月1日から令和9年8月31日まで」と記載がございますが、弊社供給条件及び料金表に基づきガス料金の算定期間は「前月の定例検針日翌日から当月の定例検針日まで」となることから表記を「令和8年8月定例検針日翌日から令和9年8月定例検針日まで」となります。ご了承いただけますでしょうか。また、弊社落札の際はご契約書の記載をご変更いただけますでしょうか。	履行期間については、仕様書に記載のとおり定例検針日を基準としますので、令和8年8月定例検針日翌日から令和9年8月定例検針日までと読み替えてください。 なお、契約書の変更は行いません。
2	入札公告 入札説明書 契約書	7入札保証金等(2)契約保証金 15.保証金等(2)契約保証金 第3条(契約の保証)	契約保証金に関しまして、「契約規定第44条第1項の規定に該当する場合は免除する」と記載がございますが、弊社は該当しておりますでしょうか。また、免除となる場合、その為に必要な提出書類はございますでしょうか。	免除となる条件の一例として「契約実績があり、かつ、契約内容を誠実に履行した。」事が確認できる資料等の提示があります。 しかし、契約保証金は原則必要と考えてください。
3	仕様書 仕様書 契約書	3ガスの使用条件(2)(3)(4) 7契約最大使用量の超過等 第27条(概算契約)	「ガスの契約最大使用量、契約年間引取量、契約年間最高使用量」に関しまして、下記の事象が発生した場合は、弊社供給条件・料金表に基づき精算金が発生いたします。 ・契約最大使用量の超過 ・契約年間引取量の未達 ・契約年間最高使用量の超過 ご了承いただけますでしょうか。 弊社供給条件・料金表には次の内容で記載があります。 ・契約年間引取量は、契約年間使用量に0.7を乗じてえた数量とし、十の位以下は切り捨てます。 ・契約年間最高使用量は、契約年間使用量に1.3を乗じてえた数量とし、十の位以下は切り上げます。 弊社が落札させていただいた場合、ご契約書に仕様書を合綴する場合は、仕様書に追記いただけますでしょうか。 また、ご契約書の記載に関しましては、上記の内容に合わせた記載へご変更いただけますでしょうか。	契約最大使用量の超過、契約年間引取量の未達、契約年間最高使用量の超過については仕様書「7契約最大需要期使用量の超過等」に記載のとおり清算金を請求することができます。 なお、契約書及び仕様書の変更は行いません。
4	仕様書 仕様書	3ガスの使用条件(5) 7	「契約最大需要期使用量」に関しまして、弊社供給条件及び料金表では定めがございません。ご了承いただけますでしょうか。	了承します。
5	仕様書	6原料費単価の調整(1)	「原料費単価」に関しまして、「入札時の原料費に変動が生じた場合は、大口供給に係る料金その他の供給条件に基づき、原料費単価の調整を行い」と記載がございますが、弊社供給条件及び料金表に基づき算定され、財務省貿易統計で公表された価格を用いて、原料費料金単価を算出しております。ご了承いただけますでしょうか。 (2か月の平均価格を算出し、1か月間をあけて、2か月間適用)	了承します。
6	仕様書	6原料費単価の調整(4)	「原料費料金算出の根拠資料を提出するもの」と記載がございますが、弊社落札の際は、原料費料金単価算出の根拠資料については書面をお送りさせていただくのではなく、お客さま自身で弊社HPにてご確認いただく方法となります。ご了承いただけますでしょうか。	了承します。

番号	資料名称	該当項目	質問事項（質問者原文）	回答
7	仕様書	10ガス使用量の測定方法(1)	「検針」に関しまして、「一般ガス導管事業者が設置した取引用計量装置により、毎月検針を行う」と記載がございますが、毎月の検針につきましては、一般ガス導管事業者様が定めた日に、一般ガス導管事業者様によって行われます。その為弊社は行いません。ご了承いただけますでしょうか。	了承します。ただし、一般ガス導管事業者の作業においても受注者としての責務を果たしてください。
8	仕様書	14その他(2)	「契約後における仕様書の疑義は、発注者・受注者間の協議によるものとし、協議が整わない場合は、発注者の解釈によるものとする。」と記載がございますが、本条項の運用にあたり、双方の合理的な範囲での合意形成を前提とする形への見直しについて、ご検討いただくことは可能でしょうか。「協議が整わない場合・・・」以降の文面は削除いただきますと幸いに存じます。	発注者と受注者との間で合理的な範囲での合意形成を前提として協議します。 なお、仕様書の変更は行いません。
9	契約書	第1条(総則)3項	「仕様書等に明示されていないもの、又は仕様書、図面及び明細書の交互符合しないものがある場合は、発注者と受注者とが協議して定める。」と記載がございますが、弊社はガス需給契約に関して、弊社の供給条件および料金表により取り扱いいたします。また、「軽微なものについては、発注者又は発注者の指定する職員の指示に従うものとする。」と記載がございますが、発注者等の指示に従うのではなく、発注者と受注者との協議（確認）とする認識でよろしいでしょうか。発注者と受注者との協議については、弊社供給条件および料金表に記載がない事項を含むものとします。	お見込みのとおりです。
10	契約書	第5条(契約の変更及び中止等)	「契約の変更」に関しましては、事前にお申出をいただく必要がございます。ご了承いただけますでしょうか。	了承します。
11	契約書	第7条（一般的損害等）1項	「物品の引渡し前に生じた一切の損害は、受注者の負担とする。」と記載がございますが、ガス需給契約における「物品の引渡し前」とは供給開始日前とする認識でよろしいでしょうか。その場合、ガス供給開始日前に受注者が一切の損害を負担するということとなりますが、具体的な内容をご教示いただけますでしょうか。	本業務の契約内容においては、該当項目がありません。
12	契約書	第8条(検査)1項	「発注者の指定する職員に通知し検査を受けなければならない」と記載がございますが、弊社を含むガス小売事業者は検査のために何か行う必要はございますでしょうか。	検査内容については、受注者決定後、一般ガス導管事業者と調整して下さい。
13	契約書	第8条(検査)1項	「書面により発注者又は発注者の指定する職員に通知」とはどのようなものでしょうか。	本業務の契約内容においては、該当項目がありません。
14	契約書	第8条(検査)2項	「受注者の立会を求めて検査を行う」と記載がございますが、立会は必須でしょうか。	検針表の提出により検査完了とします。
15	契約書	第9条(検査における不合格等)	「検査の結果、不合格と判定されたとき」と記載がございますが、検査に不合格とはどのようなものでしょうか。	本業務の契約内容においては、該当項目がありません。
16	契約書	第11条(物品の引渡し)	「第8条第2項の検査に合格したとき」と記載がございますが、検査に合格とはどのようなものでしょうか。	本業務の契約内容においては、該当項目がありません。

番号	資料名称	該当項目	質問事項（質問者原文）	回答
17	契約書	第13条(契約代金の支払い)2項	「契約代金の支払い」にしまして、「請求月の翌々月末までに契約代金を支払わなければならない」と記載がございますが、弊社供給条件及び料金表では、「支払い義務発生日の翌日から起算して30日以内」と定めております。支払義務発生日とは、弊社が定例検針日を考慮してあらかじめ定めた日となります。ご了承いただけますでしょうか。	了承します。
18	契約書	第15条(納入費用等の負担)1項	「受注者は、この契約に基づく物品の納入及び撤去その他契約の履行に必要なすべての費用について負担する。」と記載がございますが、弊社落札の際のガス需給契約における費用に関しては、弊社供給条件および料金表による取り扱いとなります。ご了承いただけますでしょうか。	了承します。
19	契約書	第17条(履行遅延の場合における損害金)3項	「遅延利息」にしまして、「契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求」と記載がございますが、弊社供給条件及び料金表では、「その算定の対象となる料金から、消費税等相当額を差し引いた金額に年10パーセントの割合を乗じて算定してえた金額」と定めております。ご了承いただけますでしょうか。	了承します。
20	契約書	第26条(補則)	「定めのない事項」にしまして、弊社落札の際は、弊社供給条件及び料金表による取り扱いとなります。ご了承いただけますでしょうか。また、弊社落札の際はご契約書の記載をご変更いただけますでしょうか。	了承します。ただし、契約書の変更は行いません。
21	契約書	第27条(概算契約)	「契約金額の確定は、実納入数量に契約書又は明細書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算」と記載がございますが、ガス料金の算定方法については弊社供給条件及び料金表に基づき、「諸経費料金」、「託送供給料金（定額基本料金、流量基本料金、従量料金、低圧加算基本料金、低圧加算従量料金）」、「原料費料金」の合計に消費税等相当額を加えた額（いわゆる外税方式）と規定しております。ご了承いただけますでしょうか。	了承します。
22			弊社落札の際は、ガス料金の支払方法については、「口座振替」または「振込用紙による支払（弊社所定の振込用紙）」となります。（振込に要する費用は、お客さま負担となります）また、2028年4月から、お客さまがコンビニエンスストアまたはスマートフォンアプリを通じて払い込みにより支払われる場合は、支払いにともなう費用はお客さまの負担となります。ご了承いただけますでしょうか。	了承します。
23			落札後の契約手続きについては、契約書ではなく弊社所定の「通知書」による取り扱いは可能でしょうか。	公告文に記載のとおり、契約書の作成が必要です。
24			落札後の契約手続きについて、「通知書」による取り扱いが不可の場合、契約書は電子契約サービス「クラウドサイン」による契約手続きを行うことは可能でしょうか。弊社所定の契約書による取扱いとさせていただきます。 ※「電子契約サービス「クラウドサイン」導入のご説明とご利用のお願い」参照ください。	電子契約サービスによる契約手続きはいたしかねます。

番号	資料名称	該当項目	質問事項（質問者原文）	回答
25			落札後の契約手続きについて、「クラウドサイン」による取り扱いが不可の場合、弊社指定の契約書様式(紙の様式)にて契約手続きを行うことは可能でしょうか。	入札公告のとおり、法人の契約書様式で契約締結いたします。
26			弊社が落札させていただいた場合、落札後の提出書類として契約申込書を作成いたします。ご提出いただくことは可能でしょうか。	法人の契約書様式での契約締結を前提として、担当者名で契約申込書を提出することは可能です。
27	仕様書	3(3)契約最大使用量 760 m3/h	760 m3/hは直近1年の実績の最大値でしょうか。そうでない場合、落札後に最大使用量について協議させていただき、単価が変更となる可能性があります。ご了承いただけますでしょうか。また、中圧と低圧の内訳をご教示頂きますようお願いいたします。	直近1年間の実績最大値は687m ³ です。最大使用量が760 m3/hを上回った場合は協議を実施します。 なお、最大使用量における中圧と低圧の内訳は把握していません。
28	仕様書 物品買入契約書	3ガスの使用条件 7 契約最大需要期使用量の超過 等 第5条（契約の変更及び中止等） 第27条（概算契約）	弊社の供給条件では、契約最大使用量、契約最大需要期使用量の超過、契約年間引取量（年間使用量の70%以上）の未達、中途解約、中途変更の場合、精算額が発生する場合があります。また弊社が正当な理由があると判断した場合を除き、協議に応じることが出来ません。ご了承いただけますでしょうか。	契約最大使用量、契約最大需要期使用量の超過、契約年間引取量（年間使用量の70%以上）の未達について、受注者は、発注者に対し供給条件により算定した精算額を請求することができます。中途解約及び中途変更の場合は契約書第5条に記載のとおり協議します。
29	仕様書 物品買入契約書	4 供給期間 頭書 納入期間	検針日は一般ガス導管事業者である大阪ガスネットワークが決定するため、小売業者では決めることができません。休日等で変動がある可能性がありますので、弊社が落札した場合、期間の表現を「令和8年8月の定例検針日の翌日から令和9年8月の定例検針日まで」に変更いただけますでしょうか。	検針日が変更になる可能性については、了承します。 なお、契約書及び仕様書等の変更は行いません。
30	仕様書	6原料費単価の調整	弊社は、入札時の原料価格ではなく、基準原料価格と請求時の平均原料価格との差に基づいた根拠資料を、2ヶ月ごとに提出します。ご了承いただけますでしょうか。	根拠資料については、仕様書に記載のとおり提出してください。
31	仕様書	9 ガスの安定供給(2)、(3)	受注者はガス消費機器について保安責任を負いますが、ガス供給設備については、一般ガス導管事業者が負います。以下の通り修正いただけますでしょうか。 (2) 一般ガス導管事業者の保安責任範囲の設備に故障が生じ、又は生じるおそれがある場合 (3) 一般ガス導管事業者の保安責任範囲の設備の修繕、変更その他の工事上やむを得ない場合	変更できません。
32	仕様書	13 緊急時の対応	緊急対応が発生した際に、臨時供給設備を用いた供給を確約することはできませんが、ご了承いただけますでしょうか。	ガス事業者間における保安の確保のための連携及び協力に関するガイドライン（平成28年7月29日経済産業省）3.3.6に基づき、災害時の臨時供給は社会的重要度の高い施設（救急指定病院等）へ優先的に実施されます。これに備えて臨時供給設備を持つ一般ガス導管事業者と適切に連携・協力ができる体制を事前に整えてください。

番号	資料名称	該当項目	質問事項（質問者原文）	回答
38	物品買入契約書	第7条(一般的損害等)	<p>①第7条第1項に物品の引渡し前に生じた一切の損害は、受注者の負担とする」とありますが、ここでの「引渡し前」とは、供給期間の供給開始前の状態を指しているという理解で相違ないでしょうか。その場合、本条項は実務上の適用が困難と考えられます。つきましては、本項を削除いただくことは可能でしょうか。</p> <p>②第7条第2項に受注者が第三者に及ぼした損害の賠償責任を規定されていますが、天災地変等の不可抗力や、受注者の責めに帰すことができない事由により生じた損害まで、一律に受注者が負担する旨の規定は適切ではないと考えております。</p> <p>つきましては、本契約書内の他の条項（第6条の納入期限延長や第17条の損害金等）と同様に本項についても以下の通り但し書きを追加いただくことは可能でしょうか。</p> <p>「ただし、天災その他受注者の責めに帰すことができない事由による場合は、この限りでない。」</p>	<p>①本業務の契約内容においては、該当項目がありません。また、契約書の変更は行いません。</p> <p>②契約書の変更は行いません。</p>
39	物品買入契約書	第8条（検査） 第11条(物品の引渡し)	<p>検針は弊社ではなく、一般ガス導管事業者である大阪ガスネットワークが行います。ご了承いただけますでしょうか。</p> <p>また検針票の提出、あるいは検針時に職員の方にお立合いいただくことで検査完了とさせていただきますようお願いいたします。</p>	<p>了承します。</p>
40	物品買入契約書	第13条（契約代金の支払い） 第17条（履行遅延の場合における損害金）第3項	<p>①弊社は検針によりガス料金が確定した日の翌日から数えて30日目がお支払い期限日となります。ご了承いただけますでしょうか。</p> <p>②お支払い方法に関しましては、「口座振替」または「弊社指定の振込用紙による支払い」のいずれかとなります。ご了承いただけますでしょうか。</p> <p>③弊社の基本約款に定められた延滞利息の年率は10%です。ご了承いただけますでしょうか。</p>	<p>①了承します。</p> <p>②了承します。</p> <p>③了承します。</p>
41	物品買入契約書	第26条（補足）	<p>弊社が落札した場合、次の内容に変更いただけますでしょうか。</p> <p>「この契約書に定めのない事項については、大阪市民病院機構契約規程、大阪市民病院機構会計規程及び受注者の供給条件や約款に従い、その他は必要に応じて発注者と受注者とが協議のうえ定めるものとする。」</p>	<p>契約書の変更は行いません。</p>
42	物品買入契約書	受注者	<p>弊社は代表取締役社長から委任された業務部長名で契約します。ご了承いただけますでしょうか。</p>	<p>了承します。ただし、申請書に提出する受注者の使用印鑑届が必要です。</p>
43	物品買入契約書	体裁	<p>弊社が落札した場合、契約書、仕様書、弊社の供給条件、重要事項説明書を合綴していただけますでしょうか。</p>	<p>了承します。ただし、受注者の提示する書類等については協議のうえ抜粋の可能性はあります。</p>

番号	資料名称	該当項目	質問事項（質問者原文）	回答
44	公告 入札説明書 物品買入契約書 大阪市民病院機構契約 規程	7(2)契約保証金 15(2)契約保証金① 頭書 保証事項 第3条（契約の保証） 第44条（契約保証金の納付等） (3)	①入札説明書15(2)①「落札者の同種契約の履行実績等に鑑み落札者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。」および大阪市民病院機構契約規程第44条(3)に「法人と契約を締結しようとする者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき」とありますが、弊社はこれらに該当し、契約保証金は免除となるでしょうか。免除が認められる条件をご教示いただけますでしょうか。 ②入札説明書15(2)①「落札者は、本法人の求めに応じ履行実績等に関する書類の提出等を行わなければならない。」とありますが、所定の様式はございますでしょうか。また、書類の内容や提出手続きについて、入札前に事前確認をさせていただくことは可能でしょうか。	①免除となる条件の一例として「契約実績があり、かつ、契約内容を誠実に履行した。」ことが確認できる資料等の提示があります。しかし、契約保証金は原則必要と考えてください。 ②履行実績に関する所定の様式はありません。提出書類は受注者決定後に通知します。
45	入札説明書 入札書	11 入札執行日時及び場所等 (1)入札書受付期間 (2)入札書提出方法 イ 郵便等による場合 (3)開札予定日時	弊社は入札書を郵送で提出します。 ①入札説明書11(2)イ「内封筒に入札日及び入札案件名称を記載すること。」について内封筒に記載する「入札日」は、入札書受付期間内の「発送日」を記載すればよろしいでしょうか。あるいは、「開札日（6月26日）」を記載すべきでしょうか。 また、入札書に記入する日付は、発送日を記入してよろしいでしょうか。 ②内封筒に記載する案件名称等の文字色について、指定はございますか。 ③入札書提出時に「入札参加資格審査結果通知書」の写しを同封する必要はございますか。同封が必要な場合、外封筒に同封してよろしいでしょうか。	①入札書受付期間内の任意の日付を記載してください。 ②文字色の指定はありません。 ③「入札参加資格審査結果通知書」の写しを同封する必要はありません。
46	入札説明書	11 入札執行日時及び場所等 (4)再度入札 (5)再度入札開札日時	弊社は開札の立ち会いを行わない予定です ①開札の立ち会いをしなくても差し支えないでしょうか。 ②開札時に競争参加者等のすべてが立ち会っていない場合、再度の入札は開札日と別の日に実施の認識でよろしいでしょうか。その場合、当初の郵送時に同封する入札書は「1回目（初回入札分）」のみでよろしいでしょうか。 ③再度入札に参加せず辞退する場合、指定された再度入札の期限までに2回目の入札書に「辞退」と記入したものを提出すればよろしいでしょうか。再度入札を辞退する際の具体的な手順についてご教示ください。 その際、封筒の表書きについても指定の記載方法がございましたらご教示ください。	①開札の立ち会いをされなくても差し支えありません。 ②1回目の開札時に予定価格超過となった際は、その時点で応札者と協議し再度の入札日時を決定します。当初の郵送時に同封する入札書は1回目（初回入札分）のみで差し支えありません。 ③お見込みのとおりです。封筒の表書きについて、指定の記載方法は特にありません。
47	入札説明書	13入札方法等	①入札時に入札金額の根拠資料となる内訳書の提出は必要でしょうか。 （上記①で「必要」な場合） ②提出する内訳書について、弊社の様式を使用しても差し支えないでしょうか。 ③内封筒への封入の際、入札書と内訳書を同封することでよろしいでしょうか。あるいは、入札書と内訳書をステープラー等で綴じ合わせし、割印の押印が必要でしょうか。	①内訳書も提出してください。 ②了承します。 ③入札書と同封し提出してください。合綴及び割り印は不要です。
48	入札説明書 大阪市民病院機構契約 規程 誓約書	17その他事項(9)、(12) 第40条（契約の確定）	契約書及び誓約書の提出にあたり、社内での確認や押印に時間を要する場合がございます。提出期限が設定されている場合は、期限について協議いただけますでしょうか。	供給開始日に支障が出ない範囲で、速やかに契約手続きを行ってください。

番号	資料名称	該当項目	質問事項（質問者原文）	回答
49	仕様書	1対象施設(2)需要場所 別添図表2 検針メーターの仕様	<p>①仕様書「別添図表2」に記載されている供給地点特定番号を照会いたしましたところ、登録されている住所情報が仕様書本文の記載と相違していました。 仕様書の需要場所：大阪市都島区都島本通2丁目13番22号 弊社が確認した住所：大阪市都島区都島本通2丁目13番24号 ⇒上記（24号）の住所は、貴施設の敷地内であるという認識で相違ないでしょうか。</p> <p>②弊社をご提示いただいた仕様書に基づき入札金額を算出いたしますが、落札後に、メーター情報の相違や閉栓など、仕様書と異なる事実が判明した場合は、その都度協議させていただきます。 また、契約種別などの条件が変更となる可能性がございますが、ご了承いただけますでしょうか。</p>	<p>①登録されている住所情報が不明ですが、仕様書の内容を確認のうえ応札を行ってください。 ②契約後の中途変更については、契約書第8条に記載のとおり協議します。</p>